

南瀬谷中学校校歌

作詞 小島 喜一 作曲 菅 秋 見 也

♩ = 108

mf f

5

mf

9

f

13

mp

17

f

21

mp

v v

25

v

横浜市立南瀬谷中学校校歌

作詞 小島喜一
作曲 曾我晃也

一. はるかな富士に

丹沢に

英知の瞳

かがやいて

希望大きく

はばたいて

学園ここに

わきたつ力

明日の日本を

創ろう われら

みなみ みなみ

南瀬谷中学校

二. さみどり萌える

相模野に

自主たくましく

生い立って

若い友情

海こえて

学園ここに

ひびく歌声

明日の世界を

ひらこうわれら

みなみ みなみ

南瀬谷中学校

横浜市立南瀬谷中学校

学校教育目標

南瀬谷中学校では、家庭や地域と共に

- 社会の一員として礼儀を重んじ、物事の善悪を判断できる力
〈徳〉 〈公〉
- 人の話を素直に聞き、積極的に学び、視野を広げることのできる力
〈知〉 〈開〉
- 自分や人の生命を大切にし、規律正しい生活を守ることができる力
〈体〉

が身に付くことを目指します。

本校の沿革

本校は昭和 37 年頃より、周辺一帯に住宅が急増したため瀬谷中学校の分校を設立する運動が起こり、昭和 40 年秋瀬谷方面学校として設立が決定され、大木の茂る松林を伐り開いて、第 1 期工事が着手された。

それに平行して昭和 41 年 4 月 5 日の新学期から南瀬谷分校開校を考慮して職員の配置および事務分担がなされた。また通学する生徒の範囲も二ツ橋地区を例外として県道厚木～横浜線以南と定められ、それにならって生徒も学級編成をして 1、2 年生のみ 455 名で瀬谷中学校の一部を使用し瀬谷中学校南瀬谷分校として発足した。なお本校の通学生徒は南瀬谷小学校および下瀬谷小学校瀬谷第二小学校の卒業生と定められた。

- 昭和 41 年 10 月 20 日 第 1 期工事終了。鉄筋 4 階建（管理棟、普通教室 16 室等）が完成。
- 昭和 41 年 10 月 20 日 開校式挙行。分校長外職員 17 名、生徒数 1、2 年生 455 名、瀬谷中学校より移る。
- 昭和 42 年 3 月 第 2 期増築工事終了。鉄筋 4 階建（音楽室、普通教室 6 室等）が完成。
- 昭和 42 年 4 月 独立式典挙行。本校は横浜市立南瀬谷中学校と称する。
- 昭和 43 年 3 月 講堂兼体育館落成式挙行。
- 昭和 46 年 8 月 プール完成。
- 昭和 47 年 4 月 第 3 期増築工事竣工（特別教室 3、図書館昇降口）
- 昭和 48 年 6 月 校歌制定。
- 昭和 49 年 6 月 第 4 期増築工事竣工（特別教室 1、普通教室 4）
- 昭和 50 年 3 月 学校園植樹。
- 昭和 50 年 12 月 用地買収 528 m²。
- 昭和 51 年 8 月 増築校舎竣工。鉄筋 3 回建（技術室 1、普通教室 4）
- 昭和 51 年 11 月 創立 10 周年記念式典
- 昭和 52 年 8 月 校地整備。
- 昭和 53 年 3 月 プレハブ教室増設（普通教室 5）
- 昭和 54 年 4 月 正門、通用門整備。
- 昭和 55 年 3 月 プレハブ教室増設（普通教室 2）
- 昭和 56 年 3 月 プレハブ改築 10 教室。
- 昭和 57 年 3 月 体育館付帯施設（更衣室、シャワー室等）
- 昭和 57 年 3 月 プレハブ改築 8 教室。

昭和 58 年 4 月 横浜市立下瀬谷中学校開校により大規模校が解消される。
昭和 58 年 12 月 管理棟改修工事完了。
昭和 59 年 5 月 校庭、テニスコート整備工事完了。中庭、庭園工事完了。
昭和 61 年 2 月 プール補修工事完了。
昭和 61 年 10 月 創立 20 周年記念式典・祝賀会。
平成 元年 6 月 南棟補強工事。
平成 元年 7 月 非常用給水タンク埋設。
平成 元年 12 月 校庭及びテニスコート整備。
平成 2 年 7 月 南棟室内環境整備。
平成 3 年 10 月 水洗便所浄化槽を撤去、直放式に改修
平成 4 年 4 月 理科室内装全面改修
平成 4 年 4 月 パソコン教室完成
平成 4 年 12 月 中央トイレ全面改修
平成 5 年 3 月 調理室内装全面改修
平成 8 年 11 月 創立 30 周年・格技場・体育館プール落成記念式典・祝賀会
平成 12 年 8 月 全棟廊下・階段の床張替 職員室・床張替
平成 12 年 12 月 北棟トイレ全面改修
平成 15 年 3 月 北棟及び個別支援教室改修
平成 19 年 8 月 音楽室冷暖房設置
平成 19 年 9 月 北棟耐震補強工事
平成 19 年 10 月 ネットデイ整備
平成 19 年 10 月 コンピュータ室パソコン更新
平成 20 年 8 月 外壁改修塗装
平成 24 年 8 月 工業室耐震補強工事
平成 25 年 9 月 普通教室冷暖房設置
平成 26 年 11 月 エレベーター設置
平成 27 年 10 月 創立 50 周年記念式典・祝賀会
平成 28 年 9 月 中央トイレ全面及び体育館トイレ改修
平成 29 年 6 月 特別教室冷暖房設置
令和 元年 10 月 管理棟トイレ全面改修
令和 5 年 3 月 災害用ハマッコトイレ設置

南瀬谷中学校生徒会規約

第1章 名称

第1条 本会は横浜市立南瀬谷中学校生徒会という。

第2章 目的

第2条 本会は学校生活のあらゆる問題に自主的に参加することによって健全で楽しい校風をつくることを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会は本校全生徒をもって組織する。

第4章 組織

第4条 本会は第2条の目的を果たすために次の活動組織を設ける。

1. 生徒総会
2. 全校評議委員会
3. 学級委員会
4. 常任委員会
5. 生徒会行事実行委員会
6. 学級生徒会

第5条 前条の活動組織に顧問教師をおく。

第5章 役員

第6条 本会には次の役員をおく。

- 会長 1名（2年生）
副会長 1名（1年生）
書記 2名（2年生・1年生各1名）
会計 2名（2年生・1年生各1名）

第7条 前条の役員は別に定める選挙規定により全校生徒の投票により選出し、その任期は通常1ヶ年とする。

第8条 役員の仕事は次のとおりである。

会長は本会を代表し、その会務の運営に当たる。

副会長は会長を助け、会長に事故あるときはその職務を代行する。

書記は本会の諸記録を作成し、その他運営資料を整え各種の連絡に当たる。

会計は必要な会計事務を遂行し、生徒会所属の物品を管理する。

第9条 生徒会役員は他の一切の役員、および委員長を兼任できない。

第6章 総会

第10条 総会は全生徒をもって組織する本会最高の議決機関であり原則として年1回会長の招集により開くものとする。ただし評議委員の2/3または全生徒の過半数の要求があったときは総会を招集しなければならない。会長は必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

第11条 総会を行うにあたっての議長団の決定は全校評議委員会による。

第7章 全校評議委員会

第12条 全校評議委員会は総会に次ぐ生徒会の議決機関で毎月定期的に関開く。ただし、会長の招集により、必要に応じて臨時に関開くことができる。なお評議委員の1/3以上の要求があった場合全校評議委員会を開かねばならない。

第13条 全校評議委員会は学級委員の代表（評議委員）、各常任委員会委員長、生徒会役員をもって構成される。決議権は各クラス・委員会を各1とし、また生徒会役員も1とする。評議委員がやむを得ぬ事情で全校評議委員会に出席できない場合は、もう一人の学級委員が出席することができる。できない場合は、代理人を出すことができる。ただし、その代理人は前もって、学級で選出し、他の役を兼ねている人でもよい。また評議委員以外の会員は傍聴もできる。

第8章 学級委員会

第14条 学級委員会は各学年の学級委員によって構成される。

ただし、必要がある場合は各常任委員会の代表者は学級委員会に出席しなければならない。

第15条 学級委員会は、必要に応じて、生徒会行事を行う場合生徒会本部の指示によってその運営にあたる。

第9章 常任委員会

第16条 常任委員会は総会または全校評議委員会の議決に従い、それぞれ、機能を発揮し実際の活動の各部面を担当する。

第17条 常任委員会の組織は次の通りである。

図書委員会

保健美化委員会

広報委員会

第18条 常任委員会の委員は各学級から2名ずつ選出される。ただし委員会の都合により適宜増減できるものとする。

なお委員の任期は原則として学級委員と同一とする。

第 19 条 常任委員会は委員長、副委員長、書記をおくものとし、原則として 1 ヶ月に 1 回開く。なお細則は別に定める。

第 10 章 生徒会行事実行委員会

第 20 条 生徒会行事を行うときに、実行委員会が必要である場合、生徒会役員の決定により設置することができる。

第 11 章 学級生徒会

第 21 条 学級生徒会は生徒会活動の討議と実践の母体とする。

第 22 条 各学級生徒会には役員として各学級の会員投票により選出された 2 名の学級委員をおき、代表が評議委員として全校評議委員会に出席する。

第 23 条 学級・常任委員は 4 月、10 月を改選のときとし年 2 期制とする。

第 12 章 決定

第 24 条 会議はすべて構成員の 3 分の 2 以上の出席を得て成立し議決は出席者の過半数の賛成によって決せられる。議長は票決に加わることはできない。しかし可否同数のときは議長が決定する。

第 25 条 生徒会の議決および権限の行使については職員会議の承認を得なければならない。

第 13 章 改正

第 26 条 本規約の改正は生徒総会の議決によるものの他、全校評議委員会において全評議委員の 3 分の 2 以上の賛成を経て全会員に発議し、全校投票によって過半数の賛成を必要とする。ただしその決定は職員会議の承認を得るものとする。

第 14 章 弔慰

第 27 条 本会に別に会員に対して弔慰規定を設ける。

第 28 条 弔慰はすべて生徒会役員によって行い、該当学級は生徒会役員に申し出ることによって効力を発する。

第 15 章 会計

第 29 条 本会の会計は生徒会費をもってあてる。

第 16 章 附則

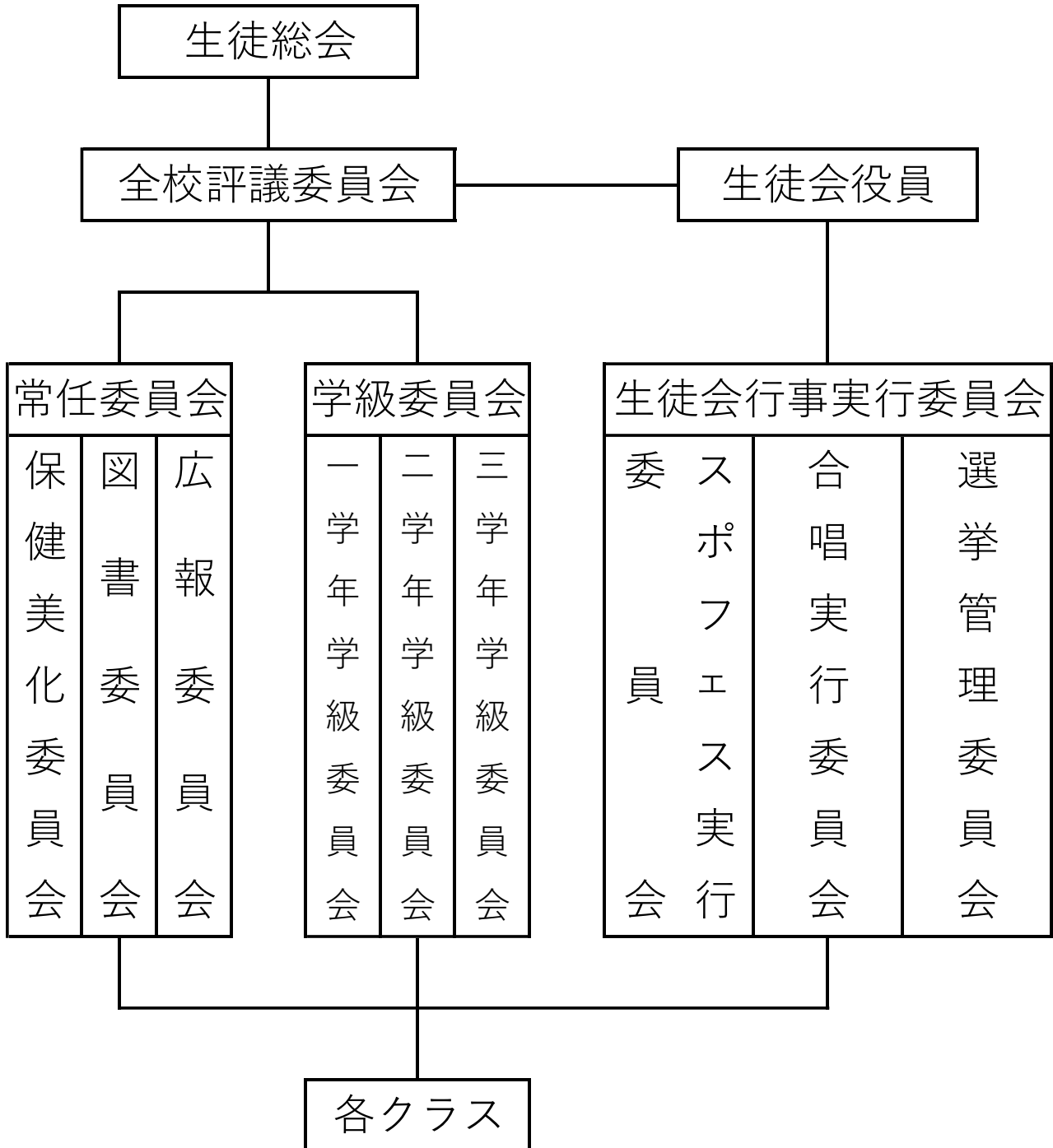
第 30 条 本規約は、1967 年 4 月 1 日より実施する。

第 31 条 総会を行うにあたっての課題は、一定期間内に各クラスから提案されたものの中で、明らかに無理なものを全校評議委員会にて削除し、その後職員会議で検討したうえで、生徒総会議題を決定する。

【改正履歴】

1975 年 4 月 1 日改正 / 1982 年 4 月 1 日改正 / 2003 年 4 月 1 日改正 / 2008 年 4 月 1 日改正 / 2009 年 4 月 1 日改正 / 2015 年 4 月 1 日改正 / 2018 年 4 月 1 日改正 / 2023 年 4 月 1 日改正

生徒会組織図



弔慰規定

生徒会規約第 28 条にしたがい弔慰規定細則をもうける。

イ. 死亡のとき香典をおくる。

ロ. 負傷または疾病のとき。

見舞金をおくる（入院 10 日以上）学級担任の申請による。

ハ. 災害（見舞金）

ニ. その他：金額については関係職員が検討の上決定する。

生徒会役員選挙規定

第1条 本規定は次の役員選挙について適用する。

会 長：1名（2年生）

副会長：1名（1年生）

書 記：2名（2年生・1年生各1名）

会 計：2名（2年生・1年生各1名）

第2条 会員はすべて選挙権と被選挙権を有する。

第3条 選挙立候補者は、担任と選挙管理委員会の印をもらい届け出を出す。

第4条 選挙は全会員の直接無記名投票による。

第5条 選挙は会長、副会長、書記、会計と順次種別ごとに行う。

第6条 選挙人は選挙管理委員より投票用紙を受け取り投票する。

第7条 選挙管理委員会は各学級から選出された委員で構成される。

なお委員は各学級1名ずつとする。また、委員会は委員長と書記をおく。

ただし、管理委員は立候補できない。

第8条 選挙管理委員は次の仕事を行う。

○選挙公示 ○立候補の受付 ○選挙運動の管理 ○投票所の開設と開票

○当落決定の発表 ○その他

第9条 選挙運動は選挙管理委員会がその年に決定する。

第10条 ポスターは選挙管理委員会捺印のうえ所定の場所に掲示する。

第11条 有効当選票数は次のとおりとし得票順に上位より当選とする。

会 長：有効投票総数の3分の1以上の票数

副 会 長：有効投票総数の5分の1以上の票数

書記、会計：有効投票総数の6分の1以上の票数

第12条 前条の票数にみたない場合は再投票を行うものとする。ただし規定得票者を除いても尚定員に不足する場合は得票者数の順に残りの定員数と次得票者を加えて再投票を行う。

第13条 立候補者数が定数と同数の場合は信任投票とし、有効投票の過半数を越えた者を信任とする。

補欠選挙規定

第1条 生徒会役員に欠員が生じた場合、40日以内に補欠選挙を行う。

ただし、任期満了2ヵ月未満のときは、現役員がその職務を代行する。

第2条 選挙日は公示日より1週間後とする。

ただし、土・日、祭日に選挙日が重なる場合、後へずらすことができる。

第3条 立ち会い演説会は行わない。

第4条 他の事項については生徒会役員選挙規定に準ずる。

生徒会要覧

生徒会の決議事項は必ず守りましょう。

全校評議委員会の任務

全校評議委員会は総会に次ぐ決議機関である。

「主な任務」

- 生徒会規約、規定等の改正
- 申し合せ事項の改廃
- 年間行事計画
- 生徒会活動方針
- 生活態度向上に関する事
- 学習態度向上に関する事

その他緊急事項について

常任委員会

各常任委員会の活動内容は次のとおり。

ただし、詳細は各委員会が計画し、生徒総会で承認された内容とする。

保健美化委員会：○生徒の保健・安全に関する事

○校舎内外の環境美化に関する事

図書委員会：○学校図書館の管理 ○生徒の読書に関する調査・広報活動

広報委員会：○校内放送、放送機器利用に関する事

「南瀬谷中学校 学校生活の約束」

1、登下校

- ・下校時に寄り道をしない（ただし、登校途中にコンビニなどで補食や飲み物を購入しても構わない）
- ・自転車等の乗り物を利用しない
- ・基本的には再登校をしない（提出物などでも）
- ・部活動の朝練や夕練後は、部活動の服装での登下校を可とする
- ・バッグは通学に適したものとする（両手が空くものがよい）
- ・8：20以降に登校するようにする（昇降口が20分にかかります）

2、朝

- ・欠席、遅刻の際は、保護者の方は学校へ「すぐーる」で8時10分までに連絡、または電話連絡をする
- ・8：40のチャイムが鳴り終わり時点で、自席に座っていないと遅刻とする

3、みだしなみ（授業や行事ごとの指示には従うこと）

ア、標準服の着方

- ・Yシャツは白、式や行事でなければ、代わりにポロシャツでも可とする
- ・式典の時は、ネクタイ、リボン、校章を着用する
- ・防寒用などの理由で、タイツ、ベスト、カーディガンなどの着用を可とする
- ・コートやジャンパーなどの防寒着（インナー含む）については、寒暖に応じて着用を可とする
- ・校外行事や進路選択を見通して、清潔感のある装いを心がける
- ・靴は体育の授業などに適したものとする（登下校時の革靴は可）

イ、ジャージ（旧：体操着）・トレーニングシャツ（旧：ジャージ）の着方

- ・トレーニングシャツの場合は上着の下に、トレーナー等（白・黒・紺・グレーなどが望ましい）の着用を可とする。
- ・ハーフパンツの上に、無地（黒・紺が望ましい）か部活動で購入したウインドブレーカー等の着用を可とする。

ウ、防寒着

- ・ベスト、カーディガンは白・黒・紺・グレー・ベージュなどが望ましい。
- ・教室に着いたら、防寒着(上)は脱ぐ
- ・休み時間の際、移動時・外遊びの場合は、防寒着(上)を着てもよい (授業や行事ごとの指示には従うこと)

4、学校生活

- ・忘れ物をした場合は、自分で家には取りに行かず、学年の先生に相談する（無断で学校の外に出ない）
 - ・他の学年のフロアに入らない
 - ・休み時間に、授業の準備をして自席に座っておく
 - ・学校生活に関係ないものや危険なものは持ってこない
- ※誤って持ってきた場合は、速やかに担任の先生に報告する
- ・上履きと体育館履きには黒で名前を書く

5、昼食・昼休み

- ・昼食の時間は、食べ終わった場合も、勝手に立ち歩いたりはしない
- ・飲み物の容器はペットボトルか水筒にする
- ・予鈴で活動を止め、本鈴で授業が始められるように準備をする

6、放課後

- ・部活動や委員会で活動する生徒以外は速やかに下校する
- ・再登校の際は、「学校生活の約束」に準ずる

残留生徒最終下校時刻

20分前の予鈴で活動を終わらせ、最終下校の時間には校門を出られるようにすること。

4 月 18時

5 月 〃

6 月 〃

7 月 〃

8 月 〃

9 月 春分の日の翌日から17時30分

10月 第4週から17時

11月 17時

12月 〃

1 月 〃

2 月 17時30分

3 月 〃

図書館利用規則

1. 開館時間： 昼休み
2. 閲覧、貸し出し、返却： 学年を問わず上記の時間内とする。
3. 貸し出し冊数と期間： 1人3冊、1週間以内とする。
〈夏の長期休業時は7冊以内、冬の長期休業時は5冊以内とする。〉

図書館でのマナー

1. 利用者は、閲覧のじゃまになるようなものは持ちこまないこと。
2. 利用者は座席・書架等、各自整理整頓を心がける。
3. 本はていねいに扱うこと。
4. 本のまた貸しをしないこと。
5. 図書館では他人の迷惑になるようなことはしないこと。

日課表					
	A時程(50分授業)		B時程(45分授業)		
	6校時	5校時	6校時	5校時	4校時
登校	8:20~ 8:35				
朝学活	8:40~ 8:45				
朝学習	8:45~ 8:55				
1校時	9:00~ 9:50		9:00~ 9:45		
2校時	10:00~10:50		9:55~10:40		
3校時	11:00~11:50		10:50~11:35		
4校時	12:00~12:50		11:45~12:30		
昼食	12:50~13:20		12:30~13:00		
昼休み	13:20~13:35		13:00~13:15		
5校時	13:40~14:30		13:20~14:05		
6校時	14:40~15:30		14:15~15:00		
帰学活	15:35~15:40	14:35~14:40	15:05~15:10	14:10~14:15	12:35~12:40
清掃	15:40~15:55	14:40~14:55	15:10~15:25	14:15~14:30	基本的になし
(簡単清掃)	(15:40~15:45)	(14:40~14:45)	(15:10~15:15)	(14:15~14:20)	
一般生徒下校	15:55	14:55	15:25	14:30	12:40

放課後の活動等	4月~	秋分の日翌日~	10月第4週~	2月~	
活動終了	17:40	17:10	16:40	17:10	
最終下校	18:00	17:30	17:00	17:30	

※一斉下校時は、帰学活終了時刻から15分後に下校を完了する

風水害等の「警報」発令時における生徒の安全確保について

標記の件について、生徒の安全を最優先した防災対策を行うため、風水害等の警報が発令した場合の登校について、次のように対応して下さい。

1. 判断の時刻：午前6時
2. 警報の種類：暴風または大雪をともなう警報または特別警報が発令された場合
3. 対応：上記時刻に、上記の警報が「横浜市内」に対して発令された場合は、生徒の安全確保のため休校となります。なお、この場合は学校からの連絡はありません。